

青森県報

号外第二十九号

平成三十年
三月三十日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

訓 令

○世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……三

○青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………(同) ……三

○青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令……………(青い森鉄道
対策室) ……三

○青い森鉄道対策室設置規程を廃止する訓令……………(人事課) ……四

告 示

○文書記号の一部改正……………(総務学事課) ……四

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第一目 量子科学センター(第二百二十二条の八・第二百二十二条の九)」

第二目 I T E R 支援東京連絡事務所(第二百二十三条・第二百二十四条)」

を「第一目 I T E R 支援東京連絡事務所(第二百二十三条・第二百二十四条)」に改める。

第十一条の二の交通政策課の項に次の二号を加える。

七 青い森鉄道線の運営対策に関すること。

八 鉄道施設に関すること。

第十三条の保健衛生課の項の第十二号中「旅館業」の下に「、住宅宿泊事業」を加える。

第十三条の二の産業立地推進課の項の第三号中「、高度技術産業集積活性化計画及び農村地域工業等導入基本計画」を「及び農村地域への産業の導入に関する基本計画」に改める。

第十四条の団体経営改善課の項の第一号中「、生産森林組合、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会及び水産業協同組合」を「及び生産森林組合」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項の第四号中「農林畜産業」を「農林業」に改め、同号を同項の第五号とし、同項の第三号中「農業共済」を「農業保険」に改め、同号を同項の第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会及び水産業協同組合の検査に関すること。

第十四条の畜産課の項の第二号中「養ほう」を「養蜂」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 畜産業の金融に関すること。

第十六条の建築住宅課の項中第二十九号を第三十号とし、第十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関すること。

第十六条の三の観光企画課の項の第十二号中「運動施設区域を除く」を「芸術区域に限る」に改める。

第十九条の二の二の見出しを「(交通政策推進監)」に改め、同条第一項中「新幹

及び第三項の 規定により国 民健康保険事 業の運営に関 する事項を審 議すること。	によ る。	健康保険 法の規定 による。

別表第六青森県農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百三十一条第一項及び第百四十三条の二第二項」を「第百七十一条第一項及び第百二十二条第二項」に、「提起する」を「申し立てる」に、「訴」を「不服」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県行政組織規則第百二十二条の九に規定する青森県量子科学センターの平成二十九年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課において所掌するものとする。

訓 令

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

世界文化遺産登録推進室設置規程の一部を改正する訓令

世界文化遺産登録推進室設置規程（平成二十七年十一月青森県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「企画調整課」を「地域活力振興課」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二企画政策部青い森鉄道対策室の項中「企画政策部青い森鉄道対策室」を「企画政策部交通政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部を改正する訓令

青森県鉄道施設の管理に関する規程（平成十四年十一月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「青い森鉄道対策室長」を「青い森鉄道専門監」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

青い森鉄道対策室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青い森鉄道対策室設置規程を廃止する訓令

青い森鉄道対策室設置規程（平成十八年三月青森県訓令甲第六号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百六十六号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1の表青い森鉄道対策室の項を削る。

2の表青森県量子科学センターの項を削る。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭